

＜その他、取組に特徴のある事例＞

○平地と傾斜地の連携で取り組む環境保全型農業

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	新潟県佐渡市新穂正明寺			
協定面積 44.8ha	田(100%) 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 452万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	役員等への報酬		2%
		視察研修		1%
		農道・水路の維持管理		2%
		農道・水路整備(補修、改修)		52%
		事務費		3%
協定参加者	農業者 34人、水利組合1組合、農業法人3社			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

新穂正明寺集落は、第2期対策から集落協定を締結し、集落内の農業生産法人へ農地集積を進めると同時に、トキの野生復帰に向けて減農薬・減化学肥料栽培やビオトープの設置などに取り組んできており、第3期対策の開始にあたって、それら取り組みを継続する形で協定を締結した。

また、離島にある佐渡市では、平成23年度から「傾斜のない農地(以下、平地)」も制度の対象となったことから、新穂正明寺集落では集落内の平地の農地を新たに協定に取り込んで、傾斜地と平地が一体として農地を保全し、集落全体で環境保全型農業に取り組む体制づくりを目指して協定を改めて締結した。これにより、協定参加者は15名から38名に、面積は16.2haから44.8haに、交付金は213万円から452万円と大幅に増加した。

3. 取組の内容

当集落では、集落全体で環境保全型農業に取り組んでおり、佐渡市が認証する「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度にも積極的に参加している。「生きものを育む農法」として、冬期湛水、江の設置、魚道の設置、ビオトープの設置を行っており、ビオトープは集落内農地の20%を占めている。また、年に2回、集落の子供たちとともに水田の生きもの調査を実施している。

第2期対策の成果として傾斜地における農道整備が進んだことから、平成23年度以降は平地地域の農道等の整備に重点をおいて取り組むこととしている。



【集落内に設置されたビオトープ】



【江の設置と生きもの調査】

【集落の将来像】

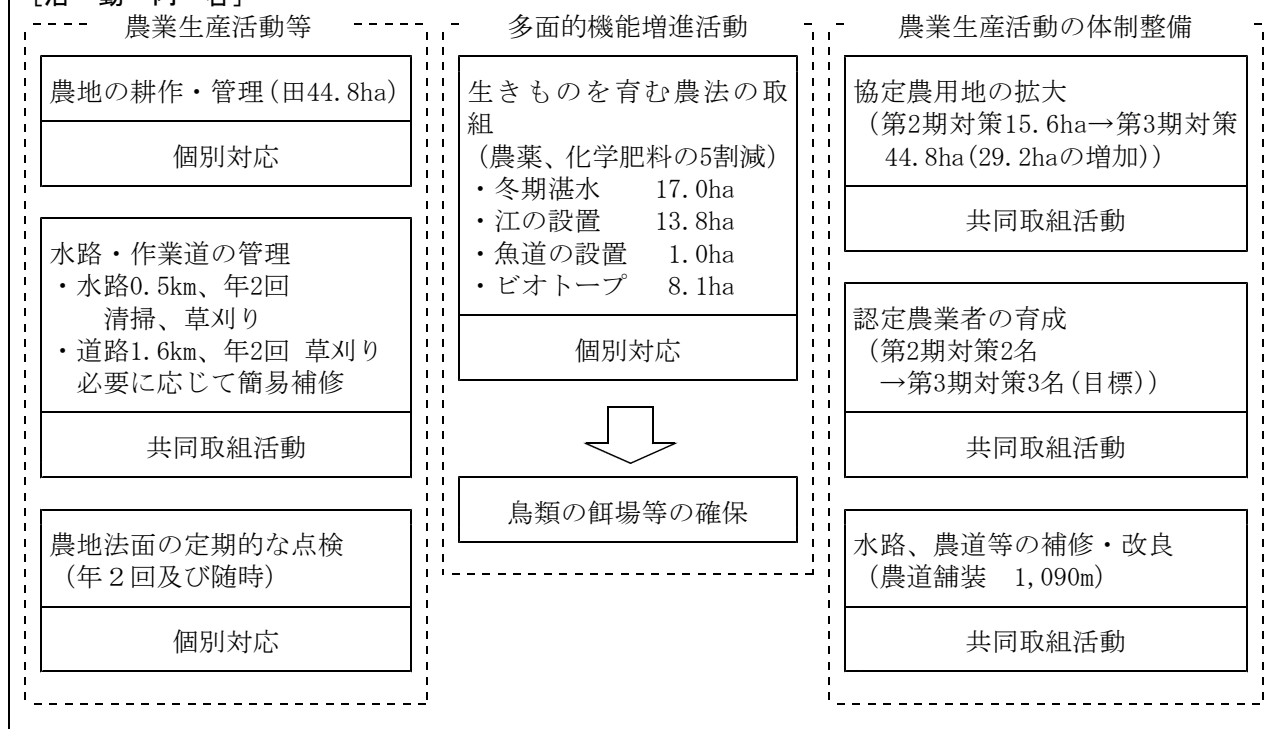
- 集落内の農業生産法人を中心に、集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備を進める。
- 担い手だけではなく集落に住む人全員が参加し、集落ぐるみで農地を保全する体制を作る。
- トキを始め多様な生き物との共存、消費者の声、地域の営農を考えて、環境保全型農業を集落全体で推進し、特徴ある農業で地域を活性化する。



【将来像を実現するための活動目標】

- 生きものを育む農法の実践に取り組む（冬期湛水、江の設置、魚道の設置、ビオトープ保全）
- 農業生産法人等の集積対象者への農地集積
- 協定農用地の拡大（目標値：前期に比べて協定農用地29.2haの増加）
- 認定農業者の育成（目標値：1名増加）

【活動内容】



集落外との連携

- 集落内の平場農地の耕作や維持管理については、出入り作をしている近隣集落の担い手等と連携する。

4. 今後の課題等

新穂正明寺集落は農業後継者不足や農業者の高齢化が進み、今後は更に営農継続が困難な農家から担い手である農業生産法人等への農地集積が進むものと思われる。しかしながら、農業生産法人だけで集落のすべての農地の耕作は困難であるため、認定農業者の育成を進めるとともに、集落ぐるみで農地を守っていく体制づくりが課題である。

【第2期対策の主な成果】

- ・ 担い手への農地集積による営農体質強化（H17:約9ha、H21実績：約10ha）
- ・ トキの餌場となるビオトープの設置・管理（H21実績 6ha）